

## 業務仕様書

### 1 委託名

盛岡市DX推進リーダー育成業務委託

### 2 履行期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

### 3 履行場所

盛岡市総務部情報企画課が指定する場所

### 4 業務の目的

本市の行政DXを推進するため、職員への研修によりDXに必要な知識やスキルを習得させ、業務の高度化・効率化を実現できるDX推進リーダー（以下、「リーダー」という。）を育成するとともに、リーダーへの伴走支援によりBPRを実践することを目的とする。

### 5 業務内容

#### (1) 研修の実施

リーダーが、自身で業務課題の特定や課題解決の目的設定、継続的な改善や業務プロセスの設計をし、BPRを実践することができるよう、必要な知識やスキルを習得するための研修を実施すること。

#### (2) 伴走支援の実施

リーダーが次に掲げる内容を実践することに対し支援すること。

- ・ 対象業務の選定
- ・ 業務の可視化、現状や課題の把握
- ・ 改善策の検討

#### (3) アンケートの実施

- ・ リーダーの知識やスキル習得状況、BPR実践結果について、アンケートにより状況を把握すること。

#### (4) 対象となるリーダー及び業務

- ・ 対象となるリーダーは5名程度とし、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- ・ それぞれのリーダーが課題と認識している業務について、BPRを実践できるよう支援すること。

※対象となる業務によって、他部署でも類似業務があることも想定されることから、研修や支援にはリーダー以外の関係職員複数名が参加することも見込まれる。

#### (5) 実施方法

- ・ 研修について、集合研修を現地で少なくとも1回は実施すること。
- ・ 伴走支援について、集合による支援を現地で少なくとも1回は実施すること。
- ・ 実施場所については盛岡市内の施設とし、発注者と協議の上決定すること。通信環境やその他設備については、発注者と協議し、管理者の承諾を得たうえで、必要に応じて利用または準備すること。
- ・ リーダーからの相談に対し、必要に応じてオンライン等でサポートできるようにすること。

#### (6) その他

- ・ 改善策の検討にあたっては、発注者が導入しているツール（Office365 関連、岩手県電子申請サービス、ぴったりサービス、AI-OCR、RPA 等）を利用することができるかどうか、発注者に確認し検討すること。なお、ツールの利用を必須とするものではない。

### 6 関係書類の提出

受注者は、本業務の実施に当たり、次の関係書類を作成し提出すること。様式は、発注者からの指示がない限り任意とする。

#### (1) 実施計画

受注者は、予め下記の事項を記載した実施計画書を作成し、契約締結日から20日以内に発注者に提出すること。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得ること。

ア 実施体制

イ 実施概要

ウ 実施スケジュール

#### (2) 業務終了後の報告

業務終了後、下記事項を含めた業務完了報告書を紙1部及び電子データで提出すること。

- ・ 研修の実施結果
- ・ 伴走支援の実施結果
- ・ アンケート結果
- ・ 研修や伴走支援で使用した資料やツール（マニュアル含）

#### (3) その他

上記(1)～(2)のほか、受注者は、発注者からの指示に基づき、適宜必要な書類を作成し、提出すること。

## 7 委託料の支払

委託料は、本業務委託が完了し、発注者が業務完了の確認を行ったのちに、受注者に支払うものとする。

## 8 その他

### (1) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の例により個人情報を取り扱うものとする。

### (2) 守秘義務

受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (3) 再委託等の制限

受注者（共同提案の場合は代表者）が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ発注者に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）及び再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払が完了したときをもって受注者から発注者に移転するものとする。

### (5) その他

ア この仕様書は作業の大要を示すものであり、本書に示していない事項についても発注者が業務上必要と認めた場合は、協議の上その指示により実施するものとする。

イ 本業務に当たって疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議の上定めるものとする。